

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：桐生市水害ハザードマップ)

桐生市のハザードマップによると、渡良瀬川両岸及び桐生川西岸の市街地において、0.5m～10mの浸水想定区域が広がっている。渡良瀬川が氾濫した場合の想定では、西岸は相生町から広沢町まで、東岸は川内町から境野町までの広範囲に渡り、最大10mの浸水被害が予想されている。このエリアには、桐生市役所、桐生商工会議所、消防本部、警察署等の官公庁施設が立地しているため、行政による被災対応への影響が懸念される。また、相生町、広沢町、境野町の渡良瀬川河岸には工業団地が立地しているとともに、古くからの小規模工場や商店も密集しており、市内産業への甚大な被害が懸念される。桐生川が氾濫した場合の想定では、西岸は梅田町から境野町まで、東岸は菱町の一部において0.5m～5mの浸水被害が予想されている。このエリアには、重要伝統的建造物群保存地区や中心市街地が含まれている。桐生川は令和元年東日本台風において越水直前まで増水しており、川幅の狭さのため氾濫のリスクは高いと予想される。新里地域においては、鏑木川が氾濫した場合、山上地区から野地区にかけての鏑木川河岸が最大5mの浸水被害を受けると想定されている。また、早川が氾濫した場合は、新川地区の早川河岸が3mの浸水被害を受けると想定されている。黒保根地域においては、田沢川及び小黒川が氾濫した場合、河岸部において最大5m浸水すると想定されている。

(土砂災害：桐生市土砂災害ハザードマップ)

桐生市は山間部が多い地域であるため、市内各所に土砂災害特別警戒区域が点在する。桐生市のハザードマップによると、山間の梅田町、菱町、川内町、堤町、宮本町、広沢町などで土砂災害の恐れがある。これらのエリアには、古くから営業している小規模の繊維関連工場や機械金属関連工場などが多く集積している。黒保根地域においては、水沼地区、上田沢地区、下田沢地区、宿廻地区等において、土砂災害特別警戒区域が点在している。水沼地区では、桐生市役所黒保根支所(桐生市黒保根商工会)、水沼駅、駐在所等の官公庁施設が集まったエリアが、土砂災害に見舞われるリスクを抱えている。また、土砂災害の発生場所によっては、道路が寸断され孤立する恐れのある地域も存在している。

(地震：J-SHIS、桐生市地震防災マップ)

桐生市には、北部を走る大久保断層と南部を走る太田断層の2つの活断層に挟まれている。地震ハザードステーションの確率的地震予測地図によると、新里地域のほぼ全域と中心市街地域、境野町、広沢町等の平野部において6～26%の確率で、30年以内に震度6以上の揺れに見舞われると予測されている。また、渡良瀬川河岸の新宿町、境野町、広沢町などでは、地震による液状化現状のリスクが高いエリアもある。

(その他：桐生市溜め池ハザードマップ、他)

新里地域においては、地震により貯水池が決壊することによる水害被害が想定されている。早川貯水池が決壊した場合、早川沿いの新川地区が広範囲に渡り最大3m浸水すると想定され、また、童沢貯水池が決壊した場合、山上地区から武井地区にかけて最大3m浸水すると想定されている。このエリアには、小規模の商店や工場が集積しており、これら事業者への被害が懸念される。また、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大のように、感染症の流行によって、地域の商工業者の経済活動に多大な損害を与えるリスクがある。社内や協力工場での感染者発生により、人材や材料が確保できずに生産がストップすることが懸念される。また、外出を控える消費者が増えることで消費が鈍化し、販売活動が停滞することも予想される。こうした感染症は、水害や地震等

の発災後の二次災害としても発生しうるため、一次災害の応急対策・復興対策とも絡めた対応が必要である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。さらにロックダウンや物流停滞などにより、市内の経済活動にも深刻な影響が懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 4,766 件
(桐生商工会議所管内 4,259 件、桐生市新里商工会管内 435 件、桐生市黒保根商工会管内 72 件)
- ・ 小規模事業者数 3,962 件
(桐生商工会議所管内 3,540 件、桐生市新里商工会管内 359 件、桐生市黒保根商工会管内 63 件)

【内訳】

業種		商工業者数			小規模事業者数			備考
		会議所	新里	黒保根	会議所	新里	黒保根	
商工業者	農林漁業	6	24	6	4	22	5	
		36			31			
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	0	1	0	
		1			1			
	建設業	380	93	20	367	91	19	
		493			477			
	製造業	901	107	12	815	87	12	渡良瀬川沿いに工業団地が複数立地している。
		1,020			914			
	電気・ガス・熱供給・水道業	10	3	0	9	2	0	
		13			11			
	情報通信業	30	1	0	19	1	0	
		31			20			
	運輸業、郵便業	46	15	0	34	12	0	
		61			46			
	卸売業、小売業	1,111	80	14	806	56	10	渡良瀬川や桐生川氾濫時の洪水リスクが比較的高い中心市街地に多く分布している。
		1,205			872			
金融業、保険業	77	3	0	61	3	0		
	80			64				
不動産業、物品賃貸業	259	8	0	253	8	0		
	267			261				
学術研究、専門・技術サービス業	179	11	2	142	7	2		
	192			151				
宿泊業、飲食サービス業	541	22	11	416	17	10	渡良瀬川や桐生川氾濫時の洪水リスクが比較的高い中心市街地に多く分布している。	
	574			443				
生活関連サービス業、娯楽業	422	39	5	386	37	4		
	466			427				
教育、学習支援業	79	4	0	58	1	0		
	83			59				

医療・福祉	70	1	0	69	1	0
	71			70		
複合サービス業	17	1	1	13	0	1
	19			14		
サービス業（他に分類されないもの）	131	22	1	88	13	0
	154			101		

※この集計表は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」の調査票情報をもとに、群馬県が独自集計したデータを引用している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・桐生市地域防災計画を策定し、必要に応じて随時計画内容を修正している。
- ・地域住民ならではの細やかな情報を取り入れるため、住民懇談会を開催し、地域独自の自主避難計画を策定している。
- ・水害・溜め池決壊・土砂災害・地震ごとにハザードマップを作成し、地域の災害リスクの可視化と市民への周知を図っている。
- ・災害備蓄品として、アルファ化米 14,105 食、カンパン 13,053 缶、飲料水 13,200ℓ、防災用トイレ便袋・薬剤付 32,400 個、オムツ（乳児用・介護用）11,263 枚などを備蓄している。（令和6年3月末時点）
- ・災害発生時における避難所の運営体制を地域と連携して構築するほか、災害時における各機関の初動体制や災害対策本部との連携などを確認するブラインド型災害対応合同訓練を実施している。
- ・市民を対象に防災ラジオを有償配布している。
- ・関係自治体をはじめ大型店、企業などと災害時応援協定を積極的に締結し、人員や物資、資機材などを確保している。
- ・平成30年3月に、当市と東京都大田区との間で「災害時における相互応援に関する協定書」を締結し、災害時の復旧対応に関する協力関係を構築している。

2) 商工会議所及び商工会の取組

- ・各構成団体がBCPを策定し、災害時の対応強化を図っている。
- ・会員事業所に対して、経営指導員による事業継続力強化計画の策定支援を実施している。
- ・共済団体や保険会社と提携し、地域の事業者の損害保険への加入促進を図っている。
- ・各構成団体が定期的に防災訓練を実施し、災害時の対応強化を図っている。
- ・県や市などの行政と連携し、ストップコロナ認定制度の普及や休業支援金等各種支援制度の活用支援に努めてきた。

II 課題

- ・災害発生時の各団体相互間の連絡手段について、電話が使用できない状況となった場合の代替連絡手段を準備することが課題である。
- ・各団体ともにBCPを策定しているものの、定期的な計画見直しは不十分であり、昨今の災害発生リスクを踏まえた多面的視点からの計画見直しのルール作りが課題である。
- ・これまでの活動で、地域内小規模事業者の事業継続力強化計画の認知度向上と計画策定は一定程度普及したものの、実効性ある計画見直し等その後のフォローアップが課題である。

III 目標

- ・災害対策に関するセミナーの開催や構成団体の会報での周知等によって、地域内の小規模事業者に対する防災意識の更なる啓発強化を行う。

- ・地域内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画やBCPの策定支援を強化することで、小規模事業者の災害対応力の底上げを図る。加えて、計画策定後の定期的なフォローアップを実施し、内外環境の変化に則した計画の見直しを支援する。
- ・災害発生時における迅速かつ柔軟な情報収集活動及び被災者支援活動を実現するため、防災訓練を実施するとともに訓練内容のブラッシュアップを図り、構成団体の更なる対応力強化を図る。
- ・災害対応に関する情報共有と、地域の事業継続力強化に関する支援方針の検討・見直しを行うため、構成団体間での連携体制を強化する。
- ・感染症拡大時における小規模事業者の生命及び事業活動への影響低減を図るため、国のガイドラインや支援施策の周知・活用支援を強化する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・桐生市、桐生商工会議所、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会の間で役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、市のハザードマップやJ-SHIS等を用いながら、事業所立地場所の災害等のリスク及びその影響を軽減するための対策や施策（BCP・事業継続力強化計画の策定、損害保険・共済制度への加入等）について説明し、小規模事業者に対する啓発を図る。
- ・各団体の会報、市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。計画策定にあたっては経営指導員がサポートを行い、専門的見地が必要な場合には、よろず支援拠点や国・県の専門家派遣制度を活用して専門家とともに課題解決にあたる。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・災害発生時に市・商工会議所・商工会相互間での連絡手段として、電話に加えSNS等の複数の代替連絡手段を決め共有する。
- ・感染症拡大時のマスクや消毒液等の衛生品不足に備え、商工会議所・商工会の全国ネットワークを活かし、メーカーや問屋等の情報把握と入手経路の確保・備蓄を進める。
- ・商工会議所・商工会のHPやSNS、メールマガジン等で業種別ガイドラインの周知や正確な情報発信を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・桐生商工会議所は平成28年度、桐生市黒保根商工会は平成29年度、桐生市新里商工会は平成30年度に「事業継続計画」を策定（別添）。
- ・計画内容については、行政の指針や専門家の助言等を踏まえ、必要に応じて随時改訂していく。

3) 関係団体等との連携

- ・協力関係にある損保会社及び共済団体を活用して専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナーの共催依頼等を行う。
- ・専門家派遣制度を活用し専門家と連携することで、小規模事業者の感染防止対策強化の支援を行う。

4) フォローアップ

- ・1年に1回小規模事業者の事業者BCP等（事業継続力強化計画を含む）の取組状況の確認を行う。事業者の内部外部環境の変化に応じ、現状に即した計画内容となるよう、随時計画の修正等をサポートする。
- ・令和2年6月1日に設置した桐生市、桐生商工会議所、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会の4団体で構成する「桐生市事業継続力強化支援連絡会議」において、状況確認や改善点などについて協議する。開催頻度は1年に1回程度とする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（台風の場合は、令和元年東日本台風における隣市の足利市の被害状況と同規模・地震の場合は平成23年東日本大震災における桐生市の被害状況と同規模）が発生したと仮定し、緊急時の避難訓練と桐生市との連絡ルートの確認等を行う（1年に1回以上、訓練を実施する）。
- ・過去のコロナウイルス感染症拡大時の経験を踏まえ、感染症拡大時の対応（在宅勤務・事業者支援のオンライン活用等）に関するシミュレーションを行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を市及び構成団体間で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、桐生市における感染症対策本部設置に基づく感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・市及び構成団体の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

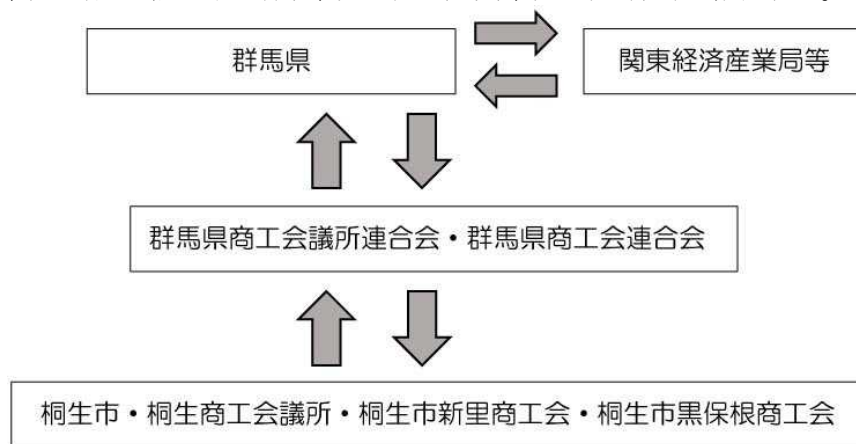
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、桐生市と桐生商工会議所、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・市及び構成団体間で情報を共有した上で、桐生商工会議所は群馬県商工会議所連合会へ、桐生市新里商工会及び桐生市黒保根商工会は群馬県商工会連合会へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する。桐生商工会議所、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会については、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を開設する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。その際、協力関係にある損保会社・共済団体と連携し、情報共有を行う。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知し、必要に応じて申請支援を実施する。
- ・相談対応時に適切な施策が公表されていない場合は、施策が公表され次第追って連絡ができるよう、相談者の連絡先と状況を取りまとめておく。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行うとともに、Zoom等のオンラインシステムを活用した非対面相談対応を実施する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資等の手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」及び「罹災届出証明書」について周知し、取得を促す。

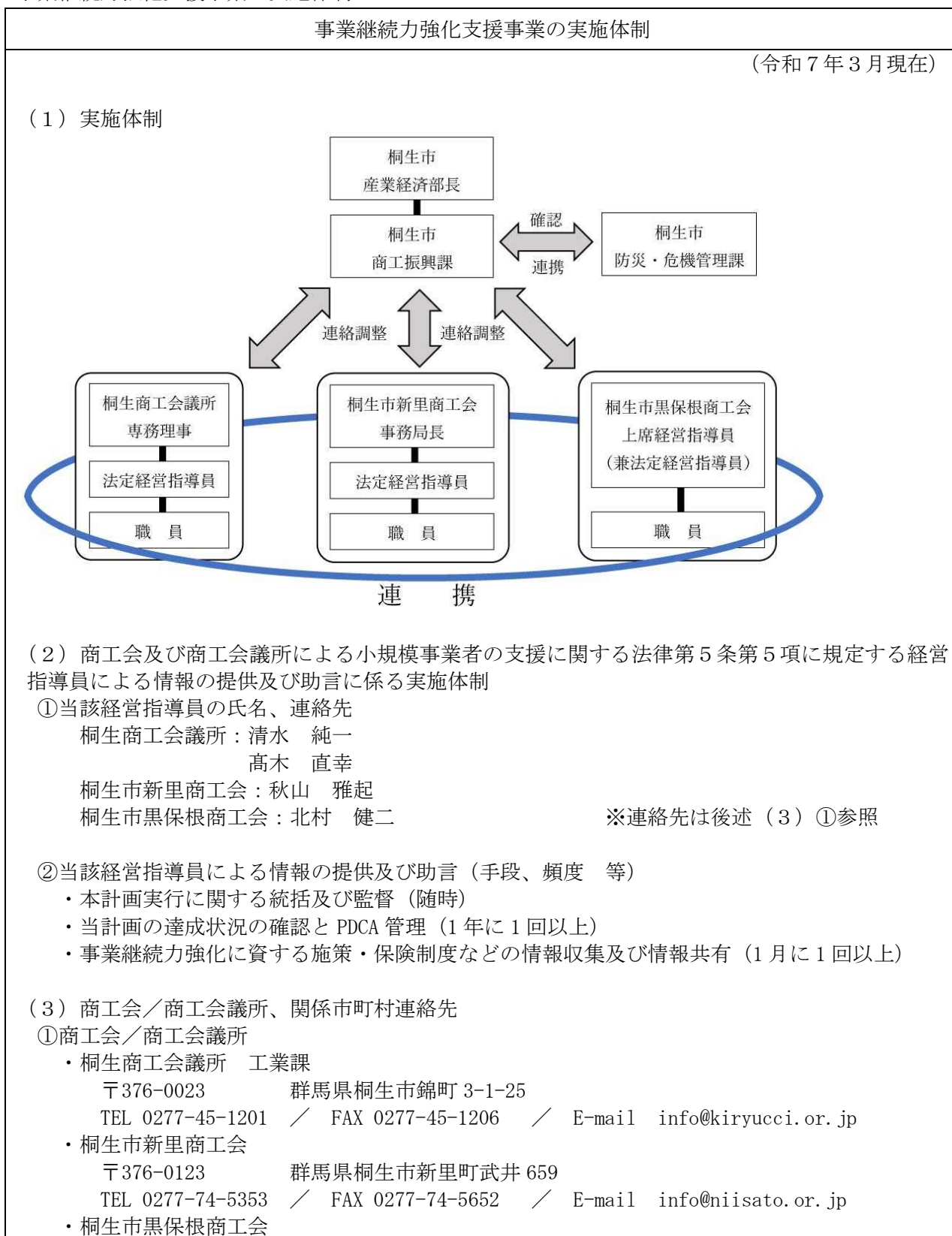
- ・被災事業者に対し、復興関連の補助金や融資等の支援施策の申請支援を実施する。
- ・群馬県よろず支援拠点や国・県の専門家派遣制度を活用し、事業復興のうえでの専門的課題に対応していく。
- ・商工会・商工会議所の全国ネットワークを活用し、寸断したサプライチェーンの代替先の紹介斡旋や、遊休設備の調達等の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県や群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒376-0141 群馬県桐生市黒保根町水沼 182-3
TEL 0277-96-2605 / FAX 0277-96-2586 / E-mail kurosyo@sunfield.ne.jp

②関係市町村

・桐生市役所産業経済部商工振興課
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1
TEL 0277-46-1111 / FAX 0277-43-1001 / E-mail shoko@city.kiryu.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部産業政策課支援機関連携係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
TEL 027-226-3320 / FAX 027-223-7875 / E-mail sangyo@pref.gunma.lg.jp
報告にあたっては、収集情報のとりまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
・専門家派遣費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
・セミナー開催費	600	600	600	600	600
・チラシ制作費	300	300	300	300	300
・会議運営費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、国補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。